令和２年５月９日

地域薬剤師会 会長　各位

一般社団法人 大阪府薬剤師会

会長　藤垣 哲彦

**薬局における薬剤交付支援事業について**

平素より本会会務に格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

通常、患者に薬剤の配送等を行う場合の配送料については、療養の給付と直接関係のないサービスとして患者から徴収できるものでありますが、４月30日に成立した令和２年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症患者等への支援として、「電話や情報通信機器による服薬指導等を行った患者に対して薬局が薬剤を配送等する費用を支援する」ための費用が措置されました。

これを受け、「薬局における薬剤交付支援事業」が実施されることとなり、大阪府においては大阪府薬剤師会が事業実施者として、配送に係る費用の支援事業を実施いたします。

つきましては、保険薬局宛の案内文を本会ホームページ及びOKISSに掲載しますので、会員薬局に周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、本事業は、本会の会員・非会員を問わず、大阪府に所在する薬局が補助対象となっています。